

条 項

(目的)

- 第1条 甲（又は乙（甲又は乙の指定した職員を含む））は、頭書の業務の提供を必要とする場合は、項目、数量、履行年月日その他必要な事項を記載した別紙2の発注書を発行し、これを丙に交付して業務履行の指示をするものとする。
- 2 丙は、前項に定める発注書の交付を受けた場合は、当該発注書に従い、頭書の業務を頭書の契約単価をもって確実に履行しなければならない。
- 3 発注書の指示内容が、仕様書 別紙「自動車点検整備等委託車両及び整備内容等一覧表」（以下「一覧表」という。）の点検等の内容から、変更されている場合は、発注書を優先するものとする
- 4 頭書の予定契約総額及び一覧表の点検等の内容における数量は、甲（又は乙）の都合により変更になる場合がある。このことについて、丙は、不服の申し出はできない。
- 5 この契約による契約単価の有効期限は、頭書の契約期間とする。

(納入期限の延長)

- 第2条 丙は、発注書に定める期日内に業務の履行を完了することができない場合は、あらかじめ、甲（又は乙）に対し遅延の理由及び履行完了見込み日を明らかにした書面を提出して、期限延長の承認を求めなければならない。

(延滞金)

- 第3条 甲（又は乙）は、丙が発注書に定める期日内に、業務の履行を完了できない場合において、その後甲の定める期限までに完了できる見込みがあるときは、丙に対し延滞金を請求することができる。ただし、その延滞が天災地変等やむを得ない理由によるときは、この限りではない。
- 2 前項の延滞金は、履行期限の翌日から履行完了日までの遅延日数1日につき、発注書に定める数量に頭書の契約単価を乗じて得た額の年3%に相当する額とする。
- 3 第1項の延滞金の請求は、甲（又は乙）がこの契約を解除した場合における違約金の請求を妨げるものではない。

(整備の追加)

- 第4条 丙は、第1条第2項の定めにより、点検等を実施しようとするとき、又は実施した結果、発注書に定められた内容以外の追加整備が必要と判断した場合は、ただちに甲（又は乙（甲又は乙の指定した職員を含む））に通知するとともに、その追加整備項目が頭書の契約単価に定めのないときは、当該追加整備にかかる費用の見積をするものとする。

- 2 甲（又は乙）は、前項の丙の通知内容及び費用が適当であると判断した場合は、別紙2の追加整備発注書を丙に交付して、当該内容について本契約とは別途の請負契約を丙と締結するものとする。

（検査）

第5条 丙は、業務の履行を完了したときは、その旨を甲（又は乙）に通知し、甲（又は乙）の命じた職員（以下「検査職員」という。）の検査を受けなければならない。

- 2 検査職員は、前項の通知を受けた日から5日以内に当該成果品について検査を行うものとする。
- 3 丙又は丙の使用人は、検査に立ち会い、検査職員の指示に従って、検査に必要な措置を講ずるものとする。
- 4 前項の場合において、丙又は丙の使用人が検査に立ち会わないときは、検査職員は、丙の欠席のまま検査を行うことができる。この場合において、丙は、検査の結果について異議を申し立てることができない。

（損失負担）

第6条 丙は、業務の実施について甲（又は乙）に損害を与えたときは、直ちに甲（又は乙）に報告し、損害を賠償しなければならない。

- 2 丙は、業務の実施について第三者に損害を与えたときは、直ちに甲（又は乙）に報告し、丙の負担において賠償するものとする。ただし、その損害の発生が甲（又は乙）の責に帰すべき事由によるときは、その限度内において甲（又は乙）の負担とする。
- 3 丙は、丙の責に帰さない事由による損害については、第1項又は第2項の規定による賠償の責を負わない。

（代金の請求及び支払）

第7条 丙は、業務の履行を完了し検査職員の検査に合格したときは、毎月分若しくは数ヶ月分をとりまとめ、適法な請求書により履行した数量に頭書に定める契約単価を乗じた金額を甲に請求することができる。

- 2 甲（又は乙）は、前項の支払請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内（以下「約定期間」という。）に代金を丙に支払わなければならない。ただし、受理した支払請求書が不当のため、丙に返送した場合には、甲（又は乙）がその返送した日から丙の適法な支払請求書を受理した日までの期間は、これを約定期間に参入しない。
- 3 丙が、第1項の請求書を発行する場合は、一覧表の請求書相手先に該当する車両毎に取りまとめの上、甲又は乙あて請求書を取りまとめて作成しそれぞれに請求するものとする。

(支払遅延利息)

第8条 甲（又は乙）の責に帰する理由により、前項の支払期限までに代金を支払わないときは、甲は、支払期限の翌日から支払当日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した額の支払遅延利息を乙に支払うものとする。ただし、支払遅延が天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間はこれを約定期間に参入せず、また、遅延利息を支払い日数に計算しないものとする。

(保証)

第9条 丙は、当該業務の完了後6ヶ月、又は当該業務を実施した対象車両が、業務を完了したときからの走行距離が1万キロメートルに達したときのいずれか早い日までの期間において、業務を実施した箇所に、当該業務が原因で不具合が生じた場合であって、かつ、その不具合が当該業務が原因で生じたものと丙が認めたときは、その不具合箇所を丙の負担において再度整備するものとする。その他、保証の詳細は、丙の発行する整備保証書による。

(契約の変更)

第10条 経済情勢の激変等により、頭書に定める契約単価が著しく不当であると認められる場合は、甲、乙、丙協議して契約変更することができる。

(業務の履行責任)

第11条 業務が終了した時に業務の目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないときは（以下「契約不適合」という。）、甲（又は乙）は、丙に対し業務の目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完（以下単に「履行の追完」という。）を請求し、又は履行の追完に代え若しくは履行の追完とともに損害の賠償を請求することができる。

2 前項に規定する場合において、甲（又は乙）が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲（又は乙）は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 丙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、丙が履行の追完をしないで

その時期を経過したとき。

(4) 前三号に掲げる場合のほか、甲（又は乙）がこの項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

3 甲（又は乙）が種類又は品質に関して契約不適合を知った時から1年以内にその旨を丙に通知しないときは、甲（又は乙）は、契約不適合を理由として、履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金減額の請求及び契約の解除をすることができない。

4 前項の規定は、業務が終了した時において、丙が同項の不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、適用しない。

5 第3項の通知は契約不適合の内容を通知することで行い、当該通知を行った後請求しようとするときは、請求する損害額の算定の根拠など請求の根拠を示して行わなければならない。

（甲（又は乙）の催告による解除権）

第12条 甲（又は乙）は、丙が次の各号の一に該当する場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がその契約および取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(1) 契約上の義務を履行せず、又は履行する見込みがないと甲（又は乙）が認めたとき。

(2) この契約に関し、不正行為をしたと甲（又は乙）が認めたとき。

(3) 天災その他不可抗力以外の理由により契約の解除を申出たとき。

（甲（又は乙）の催告によらない解除権）

第13条 甲（又は乙）は、丙が次の各号の一に該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 債務の全部の履行が不能であるとき。

(2) 丙がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 債務の一部の履行が不能である場合又は丙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(4) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、丙が履行をしないでその時期を経過したとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、丙がその債務の履行をせず、甲（又は乙）が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(6) 第 17 条に規定する事由によらないで契約の解除を申し出たとき。

2 次に掲げる場合には、甲（又は乙）は、前条の催告をすることなく、直ちに契約の一部の解除をすることができる。

(1) 債務の一部の履行が不能であるとき。

(2) 丙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(甲（又は乙）の責めに帰すべき事由による場合)

第 14 条 債務の不履行が甲（又は乙）の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲（又は乙）は、前二条の規定による契約の解除をすることができない。

(甲（又は乙）の任意解除権)

第 15 条 甲（又は乙）は、業務が完了しない間は、第 12 条又は第 13 条に定める場合のほか、甲（又は乙）の都合により必要がある場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 甲（又は乙）は、前項の規定により契約を解除した場合において、これにより丙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(損害賠償)

第 16 条 甲（又は乙）は、第 12 条及び第 13 条の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより丙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

(丙の催告による解除権)

第 17 条 丙は、甲（又は乙）がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(丙の催告によらない解除権)

第 18 条 丙は、甲（又は乙）がこの契約に違反し、その違反によって作業を継続することが不可能となったときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(丙の責めに帰すべき事由による場合)

第 19 条 第 17 条及び前条に定める事項が丙の責めに記すべき事由によるものであるときは、丙は、第 17 条及び前条の規定による契約の解除をすることができない。

(違約金)

第 20 条 第 11 条又は第 12 条の規定によりこの契約が解除された場合においては、甲（又は乙）は丙に対し、違約金として契約金額の 100 分の 10 に相当する額を請求することができる。

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

(1) 丙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

(2) 丙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

(3) 丙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

3 甲（又は乙）は、第 11 条の規定によりこの契約を解除した場合、これにより丙に生じる損害について、何ら賠償ないし補償することは要しないものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第 21 条 甲（又は乙）は、この契約に関し、丙が次の各号の一に該当するときは、何らかの勧告を要せず契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、丙又は丙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条又は第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号又は第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第 7 条の 4 第 7 項若しくは第 7 条の 7 第 3 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 丙又は丙の代理人（丙又は丙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

2 丙は、この契約に関して、丙又は丙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲（又は乙）に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第 22 条 丙は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲（又は乙）が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金として契約期間中に必要とする予定契約総金額の 100 分の 10 に相当する額を甲（又は乙）が指定する期日までに支

払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、丙又は丙の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、丙又は丙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第2項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 公正取引委員会が、丙又は丙の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (4) 丙又は丙の代理人（丙又は丙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）に係る刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 丙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の予定契約総金額の100分の10に相当する額のほか、予定契約総金額の100分の5に相当する額を違約金として甲（又は乙）が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。
 - (2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、丙又は丙の代理人（丙又は丙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - (3) 丙が甲（又は乙）に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 丙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、甲（又は乙）に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲（又は乙）がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（債権債務の相殺）

- 第23条 甲（又は乙）は、この契約により丙から甲（又は乙）に支払うべき債務が生じたときは、売買代金と相殺することができる。この場合において、丙の支払うべき金額が甲（又は乙）の支払うべき金額を超過するときは、丙は、その不足額について甲（又は乙）の指示するところによりこれを納入しなければならない。
- 2 丙が、この契約に基づく延滞金、違約金又は賠償金を甲の指定する期限までに納付しないときは、甲（又は乙）は、丙から遅滞日数1日につき年5%の割合で計算した遅滞金を徴収する。

(権利義務の譲渡等)

第 24 条 丙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲（及び乙）の書面による承諾を得た場合には、この限りでない。

(契約外事項)

第 25 条 この契約書に定めていない事項については、必要に応じ甲、乙、丙協議の上、定めるものとする。

(紛争解決の方法)

第 26 条 この契約について紛争を生じた場合は、甲、乙、丙協議して選定した第三者の調停により解決するものとする。

(特約事項)

別添特約条項のとおり

別添

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第4条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

公用自動車の点検等業務仕様書

1. 対象物品

対象物品は、別紙 自動車点検等委託車両及び整備内容等一覧表（以下「一覧表」という。）に定める自動車。

車体検査、定期点検以外の整備（消耗部品の交換、調整等をいう。以下同じ。）については、受注者は点検を実施した結果、予定項目以外の整備が必要であると判断した場合は、契約担当官等またはその補助者（以下「契約担当職員」という。）に連絡のうえ指示を受けるものとする。

2. 請負内容

(1) 受注者は、契約担当職員の発行する発注書（以下「発注書」という。）に基づき、一覧表に定める車両引渡場所より車両を引き取り、発注書に定める点検・検査等を実施のうえ、納車場所に返還するものとする。

(2) 発注書並びに単価表における項目の内容は次のとおりとする。

ア 定期点検整備とは、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号、以下「法」という。）第 48 条に基づく点検整備とする。

イ 継続検査とは、法第 62 条に基づく検査とする。

ウ 保安検査確認とは、法第 62 条に定める継続検査に係るものとする。

エ 継続検査代行とは、自動車検査証の交付に係る事務手続の代行料金をいい、申請に必要な継続検査申請書は受注者が自己の負担において用意するものとする。

オ スチーム洗浄とは、車体、エンジンルーム及び下まわりの温水による高圧洗浄機での清掃をいう。

カ 下回り塗装とは、シャーシ等に施す錆止め塗装である。

キ 車内及び外回り洗浄とは、車内の粉塵等ゴミの除去、マットの清掃、樹脂並びに鉄製部分の拭き掃除、外回りの洗浄及び拭き掃除、ボディへのワックス掛けの作業をいう。

ク 車両陸送とは、車両引渡場所から自動車分解整備事業場までの引き取り及び自動車分解整備事業場から車両引渡場所までの納車の作業をいう。

ケ 代車とは、点検等の期間中、臨時的に別の自動車を配備することである。なお、代車の配備に当たっては、任意保険（対人及び対物保険）に加入している車両であること。

コ 追加発注

上記以外の業務について、契約担当職員は請負者に依頼できるものとする。

3. その他

受注者は、車両の返還にあたっては、契約担当職員に点検結果を説明するとともに、交換部品があった場合は、取り外した使用済み部品を提示する等、業務が確実に完了したことを明らかにすること。

また、その際は、整備した全ての内容を明瞭に記載した点検整備記録簿を提出すること。

なお、整備内容が多項目にわたり、点検整備記録簿への明記が困難である等の場合は、整備した内容を全て記録した書面を併せて提出すること。

以上

**入札内訳書
法定費用**

	車両種別	小型乗用車		普通乗用車		小型 貨物自動車	検査対象 軽自動車	
		自家用(2年)	自家用(2年)	自家用(2年)	自家用(2年)	自家用(1年)	自家用(2年)	自家用(2年)
		5ナンバー	5ナンバー(13年経過)	3ナンバー	3ナンバー(13年経過)	4ナンバー(13年経過)	4ナンバー	4ナンバー(13年経過)
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
24ヶ月点検 法定費用 (A)	対象台数	0台	1台	5台	0台	1台	3台	0台
	重量税(対象車両の合計金額)	0円	34,200円	139,400円	0円	18,900円	15,000円	0円
	自賠責(対象車両の合計金額)	0円	17,650円	88,250円	0円	12,850円	54,120円	0円
	計	0円	51,850円	227,650円	0円	31,750円	69,120円	0円

※個々の車両の重量税・自賠責は「自動車点検等委託車両及び整備内容等一覧表」を参照

単価表

	車両種別	小型乗用車		普通乗用車		小型 貨物自動車	検査対象 軽自動車		
		自家用(2年)	自家用(2年)	自家用(2年)	自家用(2年)	自家用(1年)	自家用(2年)	自家用(2年)	
		5ナンバー	5ナンバー(13年経過)	3ナンバー	3ナンバー(13年経過)	4ナンバー(13年経過)	4ナンバー	4ナンバー(13年経過)	
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	
継続検査 (車検) (B)	対象台数	0台	1台	5台	0台	1台	3台	0台	
	車検作業代	24ヶ月点検基本料(12ヶ月点検基本料)							
		エンジン及び下回りスチーム洗浄							
		下回り塗装							
		室内及び外回り清掃							
		ODB検査料	-	-			-	-	-
		保安確認検査料							
		継続検査代行							
計	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円		
定期点検 (C)	対象台数	0台	1台	4台	0台	0台	1台	0台	
	点検作業代	12ヶ月点検基本料							
		車内及び外回り洗浄							
計 (台数×料金)	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円		

	車両引渡及び納車場所	東京神奈川森林管理署	世附・丹沢森林事務所	箱根森林事務所	津久井森林事務所	高尾森林事務所	高尾森林ふれあい推進センター
車両陸送 (D)	対象台数	4台	3台	1台	2台	3台	3台
	車両陸送						
	計 (台数×料金)	0円	0円	0円	0円	0円	0円
代車 (E)	対象台数	0台	3台	1台	2台	3台	0台
	代車						
	計 (台数×料金)	0円	0円	0円	0円	0円	0円

法定費用	(A)	380,370円
作業代等	(B)+(C)+(D)+(E)	0円
消費税	[(B)+(C)+(D)+(E)] × 0.1	0円
合計		380,370円

自動車点検等委託車両及び整備内容等一覧表

令和8年度

東京神奈川森林管理署及び高尾森林ふれあい推進センター

番号	車両名	登録番号	自動車の種別用途・自家用又は車乗用の別		車台番号	型式	車両重量	車両総重量	登録/交付年月日	車検満了日	定期点検又は車検予定年月日	次回自動車重量税	自賠責保険				継続検査(車検)		定期点検	車両陸送	代車	車両引渡及び納車場所			請求書発行相手先
													自	至	期間	次回保険料	OBD検査有無	事務所名				住所	連絡先		
1	トヨタ ラッシュ	相模501も 617	②	小型・乗用・自家用	J210E-0036984	ABA-J210E	1200	1475	H23.5.17	R8.5.16	R8.5.16	34,200	R6.6.13	R8.6.13	24ヶ月	17,650	○	○	○	○	○	津久井森林事務所	相模原市緑区中野1336-2	042-784-1181	東京神奈川森林管理署
2	ホンダ N-VAN	湘南480つ 4979	⑥	軽・貨物・自家用	JJ2-5102908	5BD-JJ2	1000	1460	R6.11.1	R8.10.31	R8.10.31	5,000	R6.11.1	R8.12.1	25ヶ月	18,040	○	○	○	○	○	津久井森林事務所	相模原市緑区中野1336-2	042-784-1181	
3	スズキ エブリ	八王子480さ 6635	⑥	軽・貨物・自家用	DA17V-493920	HBD-DA17V	900	1360	R2.11.10	R8.11.9	R8.11.9	5,000	R6.12.10	R8.12.10	24ヶ月	18,040	○	○	○	○	○	高尾森林事務所	八王子市甘里町35-1	042-661-0031	
4	ホンダ ヴェゼル	湘南301も 6884	③	普通・乗用・自家用	RU2-1302317	DBA-RU2	1280	1555	H30.11.13	R9.11.12	R8.11.12	24,600	R7.12.13	R9.12.13	24ヶ月	17,650	○	○	○	○	○	東京神奈川森林管理署	平塚市立野町38-2	0463-32-2867	
5	日産 エクストレイル	湘南301む 9103	③	普通・乗用・自家用	NT32-078439	DBA-NT32	1510	1785	H29.12.18	R8.12.17	R8.12.17	32,800	R7.1.18	R9.1.18	24ヶ月	17,650	○	○	○	○	○	東京神奈川森林管理署	平塚市立野町38-2	0463-32-2867	
6	スバル フォレスター	湘南301み 1869	③	普通・乗用・自家用	SJ5-094764	DBA-SJ5	1500	1775	H29.1.25	R10.1.24	R9.1.24	24,600	R8.2.25	R10.2.25	24ヶ月	17,650	○	○	○	○	○	高尾森林事務所	八王子市甘里町35-1	042-661-0031	
7	スバル フォレスター	湘南301み 1869	③	普通・乗用・自家用	SJ5-095062	DBA-SJ5	1500	1775	H29.1.25	R10.1.24	R9.1.24	24,600	R8.2.25	R10.2.25	24ヶ月	17,650	○	○	○	○	○	高尾森林事務所	八王子市甘里町35-1	042-661-0031	
8	日産 エクストレイル	湘南301ほ 4987	③	普通・乗用・自家用	NT32-530863	DBA-NT32	1500	1775	H28.2.18	R9.2.17	R9.2.17	24,600	R7.3.18	R9.3.18	24ヶ月	17,650	○	○	○	○	○	東京神奈川森林管理署	平塚市立野町38-2	0463-32-2867	
9	ダイハツ ビーゴ	湘南502つ 1171	②	小型・乗用・自家用	J210G-2000435	ABA-J210G	1200	1475	H25.2.20	R10.2.19	R9.2.19	34,200	R8.3.19	R10.3.19	24ヶ月	17,650	○	○	○	○	○	箱根森林事務所	箱根町箱根299-2	0460-83-6270	
10	日産 エクストレイル	湘南301の 9713	③	普通・乗用・自家用	NT31-326748	DBA-NT31	1500	1775	H26.2.25	R9.2.24	R9.2.24	34,200	R7.3.25	R9.3.25	24ヶ月	17,650	○	○	○	○	○	世附・丹沢森林事務所	松田町松田底子498-1	0465-82-1716	
11	スズキ エスクード	山梨301さ 5462	③	普通・乗用・自家用	TSMLYEH1S00C82458	5AA-YEH1S	1320	1595	R6.3.18	R9.3.17	R9.3.17	15,000	R6.3.18	R9.4.18	37ヶ月	17,650	○	○	○	○	○	世附・丹沢森林事務所	松田町松田底子498-1	0465-82-1716	
12	スズキ エブリ	湘南480て 2410	⑥	軽・貨物・自家用	DA17V-957503	5BD-DA17V	960	1420	R7.12.16	R9.12.15	R8.12.15	5,000	R7.12.16	R9.12.16	24ヶ月	17,540	○	○	○	○	○	世附・丹沢森林事務所	松田町松田底子498-1	0465-82-1716	
13	日産 エクストレイル	湘南301ひ 8710	③	普通・乗用・自家用	NT32-511680	DBA-NT32	1500	1775	H27.3.17	R10.3.16	R9.3.16	34,200	R8.4.17	R10.4.17	24ヶ月	17,650	○	○	○	○	○	東京神奈川森林管理署	平塚市立野町38-2	0463-32-2867	
14	ダイハツ ハイゼットカーゴ	八王子480ず 8102	⑥	軽・貨物・自家用	S710V-0030117	5BD-S710V	950	1410	R4.11.21	R8.11.20	R8.11.20	5,000	R6.11.21	R8.12.21	25ヶ月	18,040	○	○	○	○	○	高尾森林ふれあい推進センター	八王子市高尾町2438-1	042-663-6689	
15	マツダ ボンゴ	八王子400せ 6025	⑤	小型・貨物・自家用	SK82L-302506	TC-SK82L	1370	2535	H18.9.28	R8.9.27	R8.9.27	18,900	R7.9.28	R8.9.28	12ヶ月	12,850	○	○	○	○	○	高尾森林ふれあい推進センター	八王子市高尾町2438-1	042-663-6689	
16	三菱 デリカD5	八王子301た 5008	③	普通・乗用・自家用	CV5W-1200400	DBA-CV5W	1770	2210	H29.10.10	R8.10.9	R8.10.9	32,800	R6.11.5	R8.11.5	24ヶ月	17,650	○	○	○	○	○	高尾森林ふれあい推進センター	八王子市高尾町2438-1	042-663-6689	

※種別①～⑦の内容は単面表を参照
 ※車検満了日の列で、赤字になっているのは、今年度車検対象車両

関東森林
 管理局

発 注 書

令和 年 月 日

〇〇〇〇〇〇〇〇 殿

分任支出負担行為担当官
東京神奈川森林管理署長

令和 8 年 月 日付け契約の東京神奈川森林管理署及び関東森林管理局高尾森林ふれあい推進センター公用自動車の点検等業務（以下、「契約書」という。）について、契約条項第 1 条第 1 項に基づき、下記とおり点検整備を申し込みます。

記

1 点検車両、内容等

点検車両、内容等は仕様書別紙「自動車点検等委託車両及び整備内容一覧表」（以下「一覧表」という。）番号 のとおり。

なお、次項の追加整備等に記載がある場合は、契約書第 4 条第 1 項の追加整備が必要と判断したと見なすので、ただちに、この費用にかかる見積書を提出すること。

また、提出された見積書を支出負担行為担当官が適正と見なした場合は、同条第 2 項の追加整備発注書の交付がされたものとし、提出した見積書の内容による作業を実施すること。作業実施後において、検査職員の検査に合格した場合は、請求書を契約書に基づく請求書と別葉にて発行すること。

2 追加整備等

- (1)
- (2)
- (3)

3 履行期限 令和 年 月 日

4 その他特記事項

請負者は、上記 1 及び 2 における点検等及び整備を実施した結果、この発注書の内容以外の整備を必要と判断した場合は、ただちに発注者に通知するとともに、その追加整備項目が契約書に単価の定めのない項目であるときは、当該追加整備に係る費用の見積書を速やかに提出すること。

追加整備発注書

令和 年 月 日

〇〇〇〇〇〇〇〇 殿

分任支出負担行為担当官
東京神奈川森林管理署長

令和 年 月 日交付の発注書による点検整備において、貴社より追加整備が必要との判断の下、提出された見積書については、追加整備が必要と認められかつ価格も適正と認められるので、契約条項第4条第2項に基づき、点検整備を依頼する。

なお、本通知をもって別途の契約の締結とするので、提出した見積書の内容による作業を実施すること。作業実施後においては、検査職員の検査に合格した場合は、請求書を契約書に基づく請求書と別葉にて発行すること。

該当車両：車種名
登録番号